

広島県新動物愛護センター施設整備事業

実施方針

令和2年11月

広島県

目 次

第 1.	特定事業の選定に関する事項	1
1.	事業内容に関する事項	1
2.	特定事業の選定方法に関する事項	5
第 2.	事業者の募集及び選定に関する事項	6
1.	事業者選定に関する基本的事項	6
2.	事業者の募集及び選定の手順に関する事項	7
3.	入札参加資格	11
4.	契約に関する基本的な考え方	14
5.	提案書類の取扱い	15
6.	特別目的会社（SPC）との契約手続き	15
第 3.	事業者の責任の明確化等事業の適正化かつ確実な実施の確保に関する事項	16
1.	基本的な考え方	16
2.	予測されるリスクと責任分担	16
3.	県による事業の実施状況の監視（モニタリング）	16
第 4.	公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項	18
1.	立地条件	18
2.	施設要件等	18
3.	土地の使用に関する事項	18
第 5.	事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	19
1.	係争事由に係る基本的な考え方	19
2.	管轄裁判所の指定	19
第 6.	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	20
1.	選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	20
2.	その他事由により事業の継続が困難となった場合	20
3.	金融機関等の県との協議	20
第 7.	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	21
1.	法制上及び税制上の措置に関する事項	21
2.	財政上及び金融上の支援に関する事項	21
3.	その他の支援に関する事項	21
第 8.	その他特定事業の実施に関し必要な事項	22
1.	債務負担行為等	22
2.	情報公開及び情報提供	22
3.	入札提案書類提出に伴う費用負担	22
4.	問合せ先	22
別紙 1	リスク分担表（案）	23
様式 1	実施方針及び要求水準書（案）に関する質問書	26
様式 2	実施方針及び要求水準書（案）に関する説明会参加申込書	27

はじめに

広島県（以下、「県」という。）は、広島県新動物愛護センター施設整備事業（以下、「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図り、民間と行政のパートナーシップのもとで、本事業を効率的・効果的に推進するため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下、「PFI法」という。）に基づく事業として実施することを検討している。

本事業に関し、PFI法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する事業者（以下、「選定事業者」という。）の選定を行うに当たって、PFI法第5条第1項の規定により実施方針を定めたので、同条第3項に基づき、次のとおり公表する。

令和2年11月24日

広島県知事 湯崎 英彦

第1. 特定事業の選定に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) . 事業名称

広島県新動物愛護センター施設整備事業

(2) . 公共施設の管理者の名称

広島県知事 湯崎 英彦

(3) . 事業の目的

県では、平成20年3月に策定した「広島県動物愛護管理推進計画」に基づき、動物愛護管理に係わる全ての主体が各種施策に取り組んできたことにより、犬猫の殺処分頭数は大幅に削減された。更に平成28年度には動物愛護団体による殺処分対象の犬猫の全頭引取が開始され、現在は、犬猫の殺処分が事実上ない状態に至っている。

しかし、現在の県動物愛護センターは、昭和55年に建設された施設のため、①収容した犬猫の個別管理ができる構造となっておらず犬猫の感染症対策が十分ではないことや②譲渡用犬猫の効果的な展示施設もない等、収容した犬猫の返還譲渡を促進できる構造になっていないことから、依然として収容される犬猫の頭数は多く、その結果、殺処分対象となる犬猫が多い状況にある。

このため、平成30年度には「広島県動物愛護センターにおける収容・譲渡業務等のあり方」や令和元年度には「新動物愛護センター整備基本構想」を策定するに至った。

上記を踏まえ、譲渡促進や動物愛護・適正飼育のさらなる啓発に取り組み、県の目指す姿である「人と動物との調和のとれた共生社会」を実現するための拠点として、広島県新動物愛護センターの整備を図ることとする。

整備にあたっては、PFI法に基づく事業として実施する。設計、建設及び維持管理を一体的に実施することにより、民間事業者の創意工夫の発揮によって公共サービスの質の向上と財政負担の縮減がより一層期待されることである。

(4) .事業の基本理念

本事業の基本理念（コンセプト）を以下に示す。

譲渡促進のための施設	「殺処分するための施設」から「生かすための施設」に転換し、譲渡適性のある犬猫は全て譲渡する
命について学ぶ施設	動物愛護教育を通じて「命の大切さ」を発信していく拠点とする
人が集まる施設	明るく楽しい雰囲気、多くの人に集まってもらえる施設にする
災害時に使用可能な施設	平成 30 年度の豪雨災害も踏まえ、災害時の動物救護活動拠点としての機能を備える
人と動物の共通感染症対策に対応できる施設	県獣医師会とも連携し、狂犬病をはじめとした人と動物の共通感染症に適切に対応するとともに、県民へ広く広報する機能を備える

(5) .事業概要

1) .事業方式

本事業は、PFI法に基づき、選定事業者が本施設の設計、建設を行った後、県に所有権を移転し事業期間終了までの間、本施設の維持管理を行うBTO方式とする。

2) .業務範囲

選定事業者が行う本事業の業務範囲は以下の通りである。なお具体的な業務範囲については、要求水準書で明らかにする。

①設計、建設段階	(ア)設計に係る業務	・ 事前調査業務
		・ 各種申請及び関連業務
		・ 設計業務（造成設計を含む）
	(イ)建設に係る業務	・ 建設業務（造成工事を含む）
		・ 工事監理業務
		・ 備品設置業務
(ウ)施設所有権移転に係る業務	・ 施設の所有権移転業務	
②維持管理段階	(ア)維持管理に係る業務	・ 建物・建築設備保守管理業務
		・ 外構・植栽保守管理業務
		・ 備品保守管理業務
		・ 清掃・環境衛生管理業務
		・ 警備業務
		・ 修繕業務※ ¹
		・ 焼却業務
	(イ)運営に係る業務	・ 譲渡犬猫展示室運営業務
(ウ)付帯施設に係る業務	・ 選定事業者の提案による独立採算で実施する事業※ ²	

※1 事業期間内の本施設の機能・性能を維持するために必要となる修繕については、大小問わず含まれるものとする。

※2 選定事業者が整備する付帯施設については、人が集まる魅力的な施設とするため、ペット用品売場やドッグラン・カフェ、ペットホテル等、動物関連の業務（生体販売は認めない）や施設整備を行わないイベント開催等を行うことができる。独立採算事業を基本とする。なお、土地の使用料については、提案内容を踏まえ、県において減免等の検討を行うものとする。光熱水費は選定事業者の負担とする。

3) .選定事業者の収入に関する事項

本事業における選定事業者の収入は、次のとおりである。

① 県が支払うサービス購入料

(7) 設計・建設の対価

県は本施設の設計・建設に関する業務の対価について、県への所有権移転後、事業期間終了までの間、PFI法第10条第1項に基づいて県と選定事業者の間で締結する特定事業契約（以下、「事業契約」という。）に定める額を割賦方式により支払う。

(4) 維持管理の対価

県は維持管理に関する業務の対価について、県への所有権移転後、事業期間終了までの間、事業契約に定める額を支払う。

② 付帯施設業務による収入

選定事業者の提案による動物関連の業務に係る収入は、直接選定事業者の収入となる。

③ ネーミングライツによる収入

県は本施設にネーミングライツを導入する予定である。ネーミングライツにより命名権者が支払う命名権料は県の収入とする。

4) .事業スケジュール

本事業の事業期間は、以下のとおりである。

落札者の決定・公表	令和3年4月
基本協定の締結	令和3年5月
事業仮契約の締結	令和3年6月
事業契約に係る議決(本契約)	令和3年6月
設計・建設期間	令和3年6月～令和5年3月
引き渡し・所有権移転	令和5年3月末
施設の供用開始	令和5年4月1日
維持管理期間	令和5年4月～令和19年3月
事業終了	令和19年3月末

5) .事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、選定事業者は、本施設から速やかに退去し、事業終了後の本施設の維持管理業務について県に引き継ぎを行うこと。

2. 特定事業の選定方法に関する事項

(1) . 選定基準

県は、本事業をPFI事業として実施することで、事業期間を通じた県の財政負担の縮減が期待できる場合、又は県の財政負担額が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できる場合に、PFI法第6条に基づき本事業を特定事業に選定する。

(2) . 選定方法

県の財政負担額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

公共サービスの水準は、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) . 選定手順

県は、次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

- ① コスト算出による定量的評価
- ② 事業者に移転されるリスクの検討
- ③ PFI 事業として本事業を実施することの定性的評価
- ④ 上記の結果を踏まえた総合的評価

(4) . 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合には、その判断の結果を評価内容と併せて速やかに公表する。事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき特定事業の選定を行わないこととした場合も、同様に公表する。

なお、結果の公表はホームページ等を用いて公表する。

第2. 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者選定に関する基本的事項

(1) .基本的な考え方

本事業は、設計・建設段階から維持管理段階の各業務を通じて、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力を総合的に評価することが必要である。従って、民間事業者の選定に当たっては、民間事業者が入札説明書に規定する事業参画に足る資格を有しており、かつ民間事業者の提案内容が、県が要求する設計・計画業務及び維持管理業務等に関する要求水準を満足することを前提として、透明性・公平性の確保に配慮した上で総合評価一般競争入札方式によって民間事業者を選定する。

(2) .審査の方法

審査は、資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。

なお、提案の評価基準、提案書の提出方法、提出時期及び提出書類の詳細等については、入札公告時に明らかにする。

1) .資格審査

入札参加者に、参加表明書、資格審査に必要な書類の提出を求める。

2) .提案審査

資格審査通過者に対し、本事業に関する提案内容を記載した提案書の提出を求める。

(3) .選定委員会の設置

県は、落札者選定にあたり県職員等で構成される「広島県動物愛護センターPFI 事業者評価委員会（仮）」を設置する。落札者の決定にあたっては、必要に応じて専門家の意見等を伺う。

(4) .入札の中止等

競売入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争性を確保し得ないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の取り止め等の対処を図る場合がある。

(5) .落札者を選定しない場合

民間事業者の募集、提案の評価及び選定において、本事業を PFI 事業として実施することが適当でない判断された場合には、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消し、この旨を速やかに公表する。

2.事業者の募集及び選定の手順に関する事項

(1) .事業者の募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定にあたっては、以下の手順及びスケジュールで行うことを予定している。

実施方針及び要求水準書(案)の公表	令和2年11月24日	
実施方針及び要求水準書(案)に対する 質問・意見の受付	令和2年11月24日～12月3日	①
実施方針及び要求水準書(案)に関する説明会	令和2年11月30日	②
実施方針及び要求水準書(案)に対する 質問・意見への回答公表	令和2年12月15日	③
特定事業の選定・公表	令和2年12月下旬	④
入札公告（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書(案)、事業契約書(案)の公表）	令和2年12月下旬	⑤
入札説明書等に関する質問の受付	令和2年12月下旬～令和3年1月中旬	⑥
入札説明書等に関する質問への回答公表	令和3年1月下旬	⑦
資格審査（参加表明書、資格確認書類）の受付	令和3年1月下旬	⑧
資格審査結果の通知	令和3年2月上旬	⑨
提案書類（提案書）の受付	令和3年4月	⑩
ヒアリング	令和3年4月	⑪
落札者の決定及び公表	令和3年5月	⑫
基本協定の締結	令和3年5月	⑬
特定事業仮契約の締結	令和3年6月	⑭
事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）	令和3年6月	⑮

(2) .実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見の受付 (①) 及び回答公表 (③)

実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見の受付は、次の手順により行う。

1) . 質問・意見の方法

質問・意見は、「実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見書」（様式1）に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。電子メールの件名には【質問・意見書】と記載すること。

なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝祭日を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。

2) . 受付期間及び送付先

受付期間及び送付先は、以下のとおりとする。

受付期間	令和2年11月24日(火)～令和2年12月3日(木) 午後5時まで
送付先	広島県健康福祉局食品生活衛生課 〒730-8511 広島県広島市中区基町10-52 TEL：082-513-3103 FAX：082-227-1057 E-Mail：fuseikatsu@pref.hiroshima.lg.jp

3) .実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見への回答公表

質問及び質問に対する回答は県ホームページにて公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると考えられるものは公表しない。

回答公表日：令和2年12月15日(火)

(3) .実施方針の変更

県は、実施方針の公表における民間事業者からの意見・提案を踏まえ、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。

変更を行った場合には、県ホームページ等で速やかに公表する。

(4) .実施方針及び要求水準書（案）に関する説明会（②）

実施方針及び要求水準書（案）に関する説明会の実施については、次のとおりとする。

1) . 申込方法

説明会は、「実施方針及び要求水準書（案）に関する説明会参加申込書」（様式2）に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。電子メールの件名には【説明会】と記載すること。

なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝祭日を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。

2) . 受付期間及び送付先

受付期間及び送付先は、以下のとおりとする。

受付期間	令和2年11月24日（火）～令和2年11月27日（金）午前12時まで
送付先	広島県健康福祉局食品生活衛生課 〒730-8511 広島県広島市中区基町10-52 TEL：082-513-3103 FAX：082-227-1057 E-Mail：fuseikatsu@pref.hiroshima.lg.jp

3) . 開催日時及び開催場所

開催日時及び開催場所は、以下のとおりとする。詳細な開催場所は申込書の送付時に電子メールにて別途連絡する。

開催日時	令和2年11月30日(月) 午後13時15分
開催場所	広島県庁本館 502号室

(5) . 特定事業の選定・公表（④）

県は、本事業がPFI法に基づく事業として実施すべき事業か否かを評価し、PFI法に基づく事業として実施することが適当であると判断した場合には、PFI法第6条に規定する特定事業の選定を行い、その結果を公表する。

(6) . 入札公告（⑤）、入札説明書に関する質問の受付（⑥）、回答公表（⑦）

県は、入札公告、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）及び様式集等（以下、「入札説明書等」とする。）を県ホームページで公表する。また、入札説明書等に関する質問を受け、質問に対する回答を公表する。

なお、具体的な日程は入札説明書で明らかにする。

(7) .資格審査の受付 (⑧)、資格審査結果の通知 (⑨)

入札参加者の資格審査に必要な書類の提出を求める。審査結果は、入札参加者に通知する。

なお、資格審査書類の提出方法、時期及び資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書で明らかにする。

(8) .提案審査 (提案書) の受付 (⑩)

資格審査通過者に対し、提案書の提出を求める。

なお、提案書の提出方法、時期等については、入札説明書で明らかにする。

(9) .ヒアリング (⑪)

提案書を提出した入札参加者に対し、ヒアリングを行う。

なお、ヒアリングの詳細等については、入札説明書で明らかにする。

(10) . 落札者の決定及び公表 (⑫)

審査及び選定の結果については、速やかに入札参加者に通知するとともに県ホームページで公表する。

(11) . 基本協定の締結 (⑬)

県と落札者は、入札説明書等及び提案書に基づき基本協定を締結する。この基本協定の締結により、落札者を選定事業者とする。

(12) . 選定事業者との特定事業仮契約の締結 (⑭)

県と選定事業者は、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議、調整し、選定事業者の設立した特別目的会社 (以下、「SPC」という。) と特定事業仮契約を締結する。

(13) . 事業契約に係る議会の議決 (本契約の締結) (⑮)

仮契約は、県議会の議決を経て本契約となる。

3.入札参加資格

(1) .入札参加者の構成等

入札参加者の構成は、以下のとおりとする。

構成	入札参加者は、単独企業（以下「入札参加企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とする。
	入札参加者のうち、SPCに出資を予定している者を「構成員」とし、SPCに出資を予定していない者で、SPCから直接業務を受託又は請け負うことを予定している者を「協力企業」とする※1。
構成員・協力企業・代表企業の選定	入札参加者は、資格審査申請時に構成員又は協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。また、構成員の中から代表企業を定め、代表企業が必ず資格審査の申請及び入札手続きを行うこと。
複数業務の禁止	同一者が複数の業務に当たることを妨げないが、建設業務と工事監理業務を同一の者、又は資本面若しくは人事面で関係のある者※2が兼ねてはならない。

※1 代表企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業のうち最大の議決権を有し、構成員を代表し入札手続きを行う企業

構成企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業

協力企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC には出資しない企業

※2 「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。以下同じ。

(2) .入札参加者の参加資格要件

入札参加者の参加資格要件は、以下のとおりとする。

1) . 共通業務

1	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
2	会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立がなされていない者であること。
3	民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者であること。
4	破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立がなされていない者であること。
5	会社法（平成 18 年法律第 66 号）に基づく会社の特別清算の申し立てがなされていない者であること。
6	経営状況が健全であること。なお、ここでいう経営状況が健全であることとは、手形交換所における取引停止処分を受けていない者、主要な取引先から取引停止を受けていない者、及び経営状態が著しく不健全でない者をいう。
7	入札参加者の構成員、協力企業及びこれらの企業と資本面もしくは人事面において関係のある者が、他の入札参加者の構成員又は協力企業として参加していないこと。
8	県が本事業について、アドバイザー業務を委託した者並びに同社の子会社もしくは親会社である者でないこと。 ・株式会社オリエンタルコンサルタンツ
9	選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面又は人事面において関連のある者が参加していないこと。

2) . 設計業務

1	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
2	県の令和元年・2 年度の測量・建設コンサルタント等業務（建築関係建設コンサルタント業務）の「建築一般」又は「意匠」の認定を受けていること。 ただし、この公示の日において認定されていない者であっても、平成 30 年 9 月 25 日付け広島県告示第 702 号の定めに従って当該入札参加資格の認定を申請している場合は、資格審査の受付の提出期限までに当該入札参加資格の認定がなされないことを解除条件として、この要件を満たしているものとして取り扱う。
3	平成 22 年 4 月 1 日以降に完了したもので、次の設計実績を有していること。なお、実績は設計業務に当たる者が複数の場合、そのうちの 1 社が有すればよいものとする。 ・延べ面積 1,700 m ² 以上の公共施設新築工事の実設計の元請実績

3) .建設企業のうち建築工事に当たる者

1	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定に基づく建築工業に係る、特定建設業の許可を受けていること。
2	県の令和元年・2 年度の建設工事等入札参加資格者名簿に登録されており、建築一式工事に係る等級が A である者又は A・A もしくは A・B の組合せによる共同体であること。
3	平成 22 年 4 月 1 日以降に完成・引渡しが完了したもので、次の施工実績を有していること。共同企業体の構成員としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。なお、実績は建設業務に当たる者が複数の場合、そのうちの 1 社が有すればよいものとする。 ・延べ面積 1,700 ㎡以上の公共施設新築工事の施工の元請実績
4	下記に示す要件をすべて満たす監理技術者を当該工事の現場に専任で 1 名以上配置できること。なお、共同企業体の場合は代表者に限る。 ・一級建築士又は一級建築施工管理技士 ・建築一式工事について、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者であること

4) .建設企業のうち土木工事に当たる者

1	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定に基づく土木工事業に係る、特定建設業の許可を受けていること。
2	県の令和元年・2 年度の建設工事等入札参加資格者名簿に登録されており、土木工事一式工事に係る等級が A である者又は A・A もしくは A・B の組合せによる共同体であること。
3	本工事に対応した監理技術者資格者証（土木）の交付を受けている主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

5) .工事監理企業

前記「2) 設計業務」に求める要件と同じとする。

6) .維持管理企業

1	県の平成 30 年～令和 3 年の物品・委託役務競争入札参加資格者名簿において、施設管理における施設清掃の認定を受けている者であること。
2	平成 22 年 4 月 1 日以降に完成・引き渡し完了したもので、次の施設の維持管理業務について 1 件以上の実績を有していること。なお、実績は維持管理業務に当たる者が複数の場合、そのうちの 1 社が有すればよいものとする。 ・延べ面積 1,700 ㎡以上の公共施設の維持管理実績

7) .運営企業

特段、共通以外の要件を定めないものとする。

(3) .入札参加者の備えるべき参加資格に関する確認基準日等

入札参加者の備えるべき参加資格に関する確認基準日は、参加表明書及び参加確認申請書の提出日から当該確認審査結果の通知日までとする。ただし、入札参加者が参加資格に関する確認基準日以降、落札者の決定までの期間に、入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には失格とする。

(4) .構成員の変更

参加表明書提出以降においては、代表企業の変更は認めないが、代表企業以外の構成員の変更については、やむを得ない事情が生じた場合は、県と協議を行うこととする。県が妥当と判断した場合は、入札参加資格の確認を受けた上で提案書の提出期限までに構成員の変更及び追加を認める予定である。

事業提案書の提出以降、契約締結までの期間は、代表企業以外の構成員の変更については、当該変更後においても事業者の提案内容が担保されることを県が確認した場合において認める。

4.契約に関する基本的な考え方

(1) .基本協定の締結

落札者決定後、県と落札者は速やかに基本協定を締結する。なお、この基本協定の締結により、落札者を選定事業者とする。

(2) .特別目的会社（SPC）の設立

落札者は、本事業を遂行するため SPC を設立する。

(3) .事業契約の締結

県は、落札者が設立した SPC と事業契約に関する協議を行い、仮契約を締結する。なお、この仮契約は県議会の議決を得て本契約となる。

5. 提案書類の取扱い

(1) . 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、県は、本事業の公表及びその他県が必要と認める場合、落札者の提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとする。また、落札者以外の提案については、本事業の公表以外には使用しない。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

(2) . 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

6. 特別目的会社（SPC）との契約手続き

(1) . 契約手続き

県は落札者と協議を行い、基本協定を締結する。選定事業者は基本協定に従い、特定事業仮契約締結までに本事業を実施するSPCを設立し、県はSPCと事業契約を締結する。

落札者決定日の翌日から事業契約締結までの間、落札者が基本協定を締結しないもしくは選定事業者が事業契約を締結しない場合には、総合評価一般競争入札の総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約による事業契約締結の手続きを行う場合がある。

(2) . 特別目的会社（SPC）の設立要件

落札者は、本事業を実施するため、特定事業仮契約の締結前までに、会社法に定める株式会社として本事業を運営するにあたり妥当な資本金を持った特別目的会社（SPC）を広島県内に設立すること。入札参加者の構成員によるSPCへの出資比率が50%を超えること。

なお、代表企業のSPCへの出資比率は出資者中最大とすること。

また、すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権などの設定その他一切の処分を行ってはならない。

第3. 事業者の責任の明確化等事業の適正化かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、県と選定事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務の責任は、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うこととする。

2. 予測されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び県と選定事業者の責任分担は、原則として「別紙1 リスク分担表(案)」に定めるものとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書(案)で明らかにする。

3. 県による事業の実施状況の監視(モニタリング)

県は、選定事業者が事業契約等で規定された業務を確実に遂行し、要求水準書に規定した要求水準を達成しているか否か及び選定事業者の財務状況の把握等を目的にモニタリングを行う。

(1) .設計・建設段階

県は、選定事業者が行う設計業務、建設業務が県の定める要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

なお、詳細なモニタリングの方法及び内容等については、入札説明書等で明らかにする。

(2) .施設引渡し段階

県は、建設工事の完成時に選定事業者から施設の譲渡を受けるにあたり、選定事業者により建設された施設等が契約に定める性能基準を満たしているか完成検査を行う。

なお、詳細なモニタリングの方法及び内容等については、入札説明書等で明らかにする。

(3) .維持管理段階

県は、選定事業者の実施する維持管理業務について、定期的に確認を行う。また、選定事業者の経営状況、財務状況について定期的に報告を求め、確認を行う。

なお、詳細なモニタリングの方法及び内容等については、入札説明書等で明らかにする。

(4) .モニタリングの費用負担

モニタリングに係る費用のうち、県に生じるものは県の負担とし、選定事業者の書類作成等に係る費用は選定事業者の負担とする。

(5) .モニタリングの結果に対する対応

県によるモニタリングの結果、選定事業者が実施する業務が事業契約に定める県の要求水準を満たしていないと判明した場合は、県は選定事業者に業務内容の速やかな改善を求めると共に、業務の未達成の度合いに応じてサービス購入料の減額等を行う。選定事業者は県の改善要求に対し、自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。

なお、詳細なモニタリングの方法及び内容等については、入札説明書等で明らかにする。

(6) .事業終了後の措置

選定事業者は、事業期間終了時に本施設を県の定める要求水準を満足する状態で、県に引継ぐものとする。

第4. 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 立地条件

本事業における対象地区の立地条件は以下のとおりである。敷地面積は 13,494 m²であるが、うち開発範囲は平地部分を活用した約 8,000 m²程度とする。（一部敷地範囲外の敷地についても、県有地であるので、使用可能とする。）造成により水路を暗渠化する場合には事業者が管理をしやすいような計画とすること。

所在地	広島県三原市本郷町上北方字倉山 11352 番
敷地面積	13,494 m ² （うち開発範囲は約 8,000 m ² 程度とする。）
用途地域	用途地域の指定のない地域
建蔽率	70%
容積率	400%
防火指定	指定なし
日影規制	対象外
宅地造成規制	宅地造成工事規制区域

2. 施設要件等

施設		必要床面積	施設構成
屋内施設	収容動物飼養施設	445 m ²	検疫室（個別）、保護室（個別）、譲渡犬猫展示室（個別）、譲渡子犬展示室（群）、ふれあい室
	飼養動物健康管理施設	150 m ²	グルーミング室、検査室、処置室、手術室、レントゲン室、隔離室（個別）
	飼養動物管理施設	130 m ²	飼養動物飼育室、保管庫、倉庫、飼料室、洗浄室（大）
	狂犬病予防施設	32 m ²	剖検室
	普及啓発等施設	170 m ²	研修室・展示室、相談室
	管理部門施設	407 m ²	事務室、更衣室（男）、更衣室（女）、トイレ、シャワー（男）、シャワー（女）、洗濯室（人用）、給湯室、書類庫、休憩室、所長室、会議室、倉庫、SPC 職員控室
	その他	任意	廊下、機械室
屋外施設	その他※	400 m ² 程度	運動場
		1,000 m ² 程度	動物ふれあい広場
		2,500 m ² 程度	駐車場

※その他の駐車場等の必要床面積は、中央森林公園駐車場と隣接していることを踏まえた面積を設定すること。

3. 土地の使用に関する事項

県は、本事業の設計・建設期間中、選定事業者者に無償で貸与する。

第5.事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈に疑義が生じた場合には、県と選定事業者は協議会において協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に定める措置に従う。

2. 管轄裁判所の指定

契約に関する紛争については、広島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

選定事業者が実施する業務が事業契約に定める県の要求水準を下回る場合、その他事業契約で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、県は選定事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求める。

2. その他事由により事業の継続が困難となった場合

事業契約に規定する事由ごとに、責任の所在による改善等の対応方法に従う。

3. 金融機関等の県との協議

事業の継続性を確保する目的で、県は、事業者に対し資金供給を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。

1	金融機関等の融資団が自身の保有する選定事業者に対する債権回収・保全の状態及び選定事業者の財務状況に関する情報を県に報告する義務
2	債務不履行事由その他事業契約の解除・終了事由を県が認識した場合に県が金融機関等の融資団に通知する義務
3	事業契約の解除・終了事由が発生した場合に県と金融機関等の融資団が対応を協議する義務

第7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、県はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう努めるものとする。

3. その他の支援に関する事項

県は選定事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

第8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 債務負担行為等

本事業に関する予算措置として、債務負担行為の設定に関しては令和2年9月・10月の定例県議会で議決を受けた。

2. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、県ホームページへ掲載その他適宜の方法により行う。

3. 入札提案書類提出に伴う費用負担

入札参加者の入札提案書類提出にかかる経費は、すべて入札参加者の負担とする。

4. 問合せ先

問合せ先は、以下のとおりとする。

問合せ先	広島県健康福祉局食品生活衛生課
住所	〒730-8511 広島県広島市中区基町10-52
TEL	082-513-3103
FAX	082-227-1057
E-Mail	fuseikatsu@pref.hiroshima.lg.jp

別紙1 リスク分担表（案）

本リスク分担表（案）は、各項目に示すリスクの分担についての基本的な考え方を示すものである。詳細については、事業契約書（案）で明らかにする。なお、事業契約書（案）と重複する箇所については事業契約書（案）の規定が優先する。

（共通）

○主分担 △従分担

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者		
				県	事業者	
共通	入札説明書等リスク	1	入札説明書等の誤り及び内容の変更に関するもの	○		
	資金調達リスク	2	選定事業者の事業の実施に必要な資金調達に関するもの		○	
	契約リスク	3	選定事業者と契約が結ばない、または契約手続きに時間を要する場合 ※1	○	○	
	政治・行政リスク	4	県の事業実施に必要な資金手当に関するもの	○		
		5	本事業に直接的影響を及ぼす県に係わる政策の変更	○		
	法制度リスク	6	本事業に直接的影響を及ぼす法令等の新設・変更	○		
		7	上記以外の法令等の新設・変更		○	
	許認可リスク	8	県が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○		
		9	選定事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○	
	税制度リスク	10	消費税及び地方消費税の範囲変更および税率変更に関するもの	○		
		11	法人の利益に係る法人税の新設・変更に関わるもの		○	
		12	その他事業に影響を及ぼす税制の新設・変更に関するもの	○	○	
	第三者賠償リスク	13	調査・工事による騒音・振動・地盤沈下等による場合		○	
		14	選定事業者が善意の管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○	
	住民対応リスク	15	事業内容等、事業そのものに関する住民反対運動、訴訟	○		
		16	工事の施工に伴う騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等による第三者への損害		○	
	土地の瑕疵	17	土壌地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの	○		
	債務不履行	県側起因の場合	18	県の指示、債務不履行によるもの	○	
		選定事業者側起因の場合	19	選定事業者の提供するサービスの品質が要求水準書に示すレベルを満たさなかった場合		○
			20	選定事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	不可抗力リスク	21	天災、暴動等自然発生的な人為的な事象のうち、通常の見込み可能な範囲を超えるもの ※2	○	△	
	金利変動リスク	22	基準金利確定日までの金利変動	○		
		23	基準金利確定日以降の金利変動 ※3		○	

※1 契約が締結できない又は契約手続きに時間がかかる場合、本事業に要した県及び事業者の費用等は県及び事業者各々の負担とする。

※2 一定の金額以下の場合には事業者負担、それを超える場合は県負担とする予定である。

※3 15年間を固定金利とする予定である。

(計画設計段階・建設段階)

○主分担 △従分担

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
				県	事業者
計画設計段階	発注者責任リスク	24	選定事業者の指示・判断の不備、変更による工事請負契約の変更		○
		25	県の指示の不備、変更による工事請負内容の変更	○	
	測量・調査・設計リスク	26	県が実施した測量・調査・設計に関するもの	○	
		27	選定事業者が実施した測量・調査・設計に関するもの		○
		28	地質障害、地中障害物及び埋蔵文化財調査により新たに必要となった費用の負担及び工期の延長	○	
	設計変更リスク	29	県の選定事業者への提示条件・指示の不備、変更に関するもの	○	
		30	選定事業者の施工者への提示条件・指示の不備、変更に関するもの		○
入札リスク	31	落札時の応募コストの負担		○	
建設段階	用地取得リスク	32	建設に要する資材置き場の確保に関するもの		○
		33	建設予定地の確保に関するもの	○	
	設計変更リスク	34	県の提示条件・指示の不備、変更に関するもの	○	
		35	選定事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	工事遅延リスク	36	選定事業者に起因する工事遅延・未完工による開業の遅延		○
		37	県側に起因する工事遅延・未完工による開業の遅延	○	
	建設コストリスク	38	県側の指示による工事費の増大	○	
		39	上記以外（不可抗力による場合は除く）の工事費の増大		○
	工事監理リスク	40	工事監理に関するもの		○
	要求性能不適合リスク	41	要求水準不適合（施工不良を含む）		○
施設損傷リスク	42	使用前の工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害		○	
物価変動リスク	43	建設期間中のインフレ・デフレ※4	△	○	

※4 広島県建設工事請負契約約款 第25条第6項単品スライド条項の運用に従うものとする。

(維持管理・運営段階)

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
				県	事業者
維持管理・運営段階	支払遅延・不能リスク	44	県の支払遅延・不能に関するもの	○	
	瑕疵担保リスク	45	瑕疵担保期間中に発見された施設の隠れた瑕疵の担保責任		○
	計画変更リスク	46	用途の変更等、県側の責による事業内容の変更	○	
	維持管理コストリスク	47	県の責めによる事業内容・用途の変更等に起因する維持管理費の増大	○	
		48	上記以外（法令変更、不可抗力、物価変動による場合を除く）の要因による維持管理費の増大		○
	施設損傷リスク	49	県及び第三者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷	○	
		50	選定事業者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷		○
		51	選定事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○
	要求水準不適合リスク	52	要求仕様不適合		○
	セキュリティリスク	53	選定事業者の維持管理業務等の不備による情報漏洩、事故発生等		○
		54	県の不備による情報漏洩、事故発生等	○	
	物価変動リスク	55	維持管理期間中のインフレ・デフレ※5	○	△
	光熱水費リスク	56	付帯施設事業の水光熱費の負担によるもの		○
		57	上記以外のもの	○	
	備品管理リスク	58	県の運営範囲に関する備品等の破損・紛失・盗難	○	
		59	選定事業者の維持管理・運営に関する備品等の破損・紛失・盗難		○
	備品更新リスク	60	県の維持管理・運営範囲に関する備品の更新	○	
		61	選定事業者の維持管理・運営に関する事業期間中に必要となる備品の更新		○
	修繕リスク	62	経年劣化により必要となる修繕費※6		○
		63	利用者、動物の責による破損・汚損の修繕費	△	○
64		県の責による破損・汚損の修繕費	○		
65		選定事業者の責による破損・汚損の修繕費		○	
終了時	施設の性能リスク	66	事業終了時の維持管理業務の引継ぎ（入札説明書等に示す良好な状態であること）		○
	終了手続リスク	67	事業終了時の手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続きに伴う評価損益等		○

※5 「企業向けサービス価格指数」や「企業物価指数」の指標に応じて毎年度見直す予定である。

※6 修繕は大小問わず選定事業者が行うものとする。

(民間付帯事業（独立採算）/全段階)

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
				県	事業者
共通	付帯施設事業（独立採算）リスク	68	民間付帯事業（独立採算）の実施に関するすべてのリスク		○

様式 1 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問書

令和 年 月 日

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見書

「広島県新動物愛護センター施設整備事業」に関する実施方針及び要求水準書（案）について、次のとおり質問がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所在地	
	部署名	
	担当者名	
	電話	
	F A X	
	E-mail	
提出質問数		

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容
1							
2							
...							
(例)	実施方針	1	第1	1	(1)	事業名称	

※ Microsoft 社製 Excel（Windows 版）のファイル形式で提出してください。

様式2 実施方針及び要求水準書（案）に関する説明会参加申込書

令和 年 月 日

実施方針及び要求水準書（案）に関する説明会参加申込書

会社名	
所在地	
部署名	
担当者名	
電話	
FAX	
E-mail	
参加者名	

※ Microsoft 社製 Excel（Windows 版）のファイル形式で提出してください。